

## 外来種の輸入、移動、利用に関する各国の規制制度について（検疫制度以外の制度）

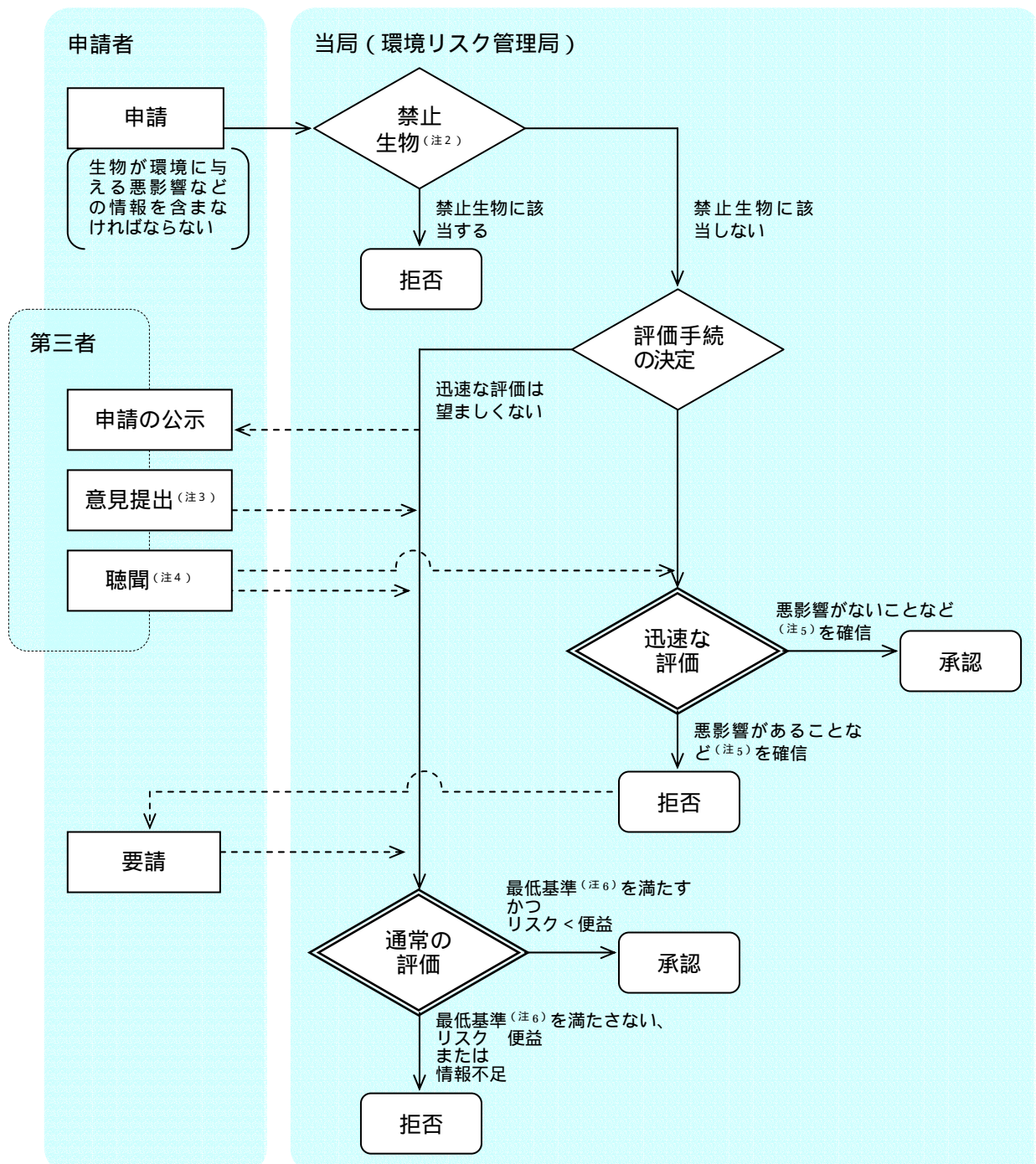
（IUCN, 2000. A Guide to Designing Legal and Institutional Frameworks on Alien Invasive Species.を参考に整理）

国名	根拠法令	規制内容	規制対象生物	対策
ニュージーランド	Hazardous Substances and New Organisms Act of 1996	新生物(New Organism)の輸入、開発に関する制限	生物（微生物含む、自己複製可能な遺伝子組織、生殖細胞を含む）	環境リスク管理局（ERMA）が、新生物の輸入、導入方法や輸送について、評価や許認可を実施。許可申請者のリスク評価責任の明確化。
	Biosecurity Act of 1993	検疫等の水際規制、侵入生物の駆除、害性鳥獣・害虫管理戦略の作成	生物（微生物含む、自己複製可能な遺伝子組織、生殖細胞を含む）	情報の収集、記録、提供。船舶・航空機等の入国時の登録。品物・旅客の持ち出し許可。制限地域、管理地域の宣言。土地所有者に害性鳥獣・害虫管理の実施を要求。
	Conservation Act 1987	淡水魚の集水域間の移動の制限	淡水魚	保全大臣による移動の許可制。
	Resources Management Act of 1991	沿岸生態系や海域生態系への特別な管理の適用	外来性の植物	沿岸海域への外来性植物種の導入規制。
	Wildlife Animal Control Act of 1977、Wildlife Act of 1953	国内に侵入した有害生物の対策		在来希少鳥類保全のためのポッサムの駆除。
オーストラリア	Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act of 1999	種の輸入規制、州間も含む取引規制、生物多様性のモニタリング	「生物多様性に影響を与える在来でない種リスト」に掲げられた種	外来種に関係したり影響を及ぼす行動の規制または禁止。規制に違反して輸入、飼育された生物の押収と殺処分。外来種が在来種に与える脅威の管理義務の規定。
	Fisheries Act of 1979	水生の外来種に対する許可制	在来種または法令・条例でリスト化された種以外	導入の禁止。
アメリカ合衆国	Lacey Act of 1998	有害な野生動物の輸入、移動の禁止	人の健康、農業、野生生物に有害な脊椎動物、軟体動物、甲殻類、植物体	採取、所持、輸送、売買を含む貿易の禁止。
	Federal Noxious Weed Act of 1974	外来植物種の輸入、販売の禁止	リスト化された外来植物	
	National Invasive Species Act of 1996	有害水生生物の規制	バラスト水によって導入される有害水生生物	包括的な予防と取り締まり方策を規定。連邦の政府機関間の機動部隊を設立。
	Regulations (issued by the National Oceanic and Atmosphere Administration)	海洋における外来生物の導入禁止	外来性の植物、無脊椎動物、魚類、両生類、哺乳類	国立海洋自然保護区への外来生物の導入や放逐の禁止。
	U.S. Presidential Executive Order on Invasive Species (3 February 1999)	侵入種対策についての連邦政府内の体制整備や事務配分	侵入種（経済、環境、人の健康を害するおそれのある外来種）	連邦政府のおこなうべき施策の方向性の提示。侵入種評議会の設立。国家侵入種管理計画の策定。

国名	根拠法令	規制内容	規制対象生物	対策
アルゼンチン	Protection and Conservation of Wild Fauna Act, 1981	外来水生生物についての輸入許可	害性があるとしてリストされた外来水生生物	環境や生産システムに影響を与える場合には、国家漁業養殖局が輸入許可申請を却下。
		州の間の移動を管理、事前の環境影響評価の義務化	他国から導入される外来動物	国内で所持、移動、売買する前の種の証明の義務化、輸入前の環境影響評価の実施と導入される州の公式同意取得の義務。
		外来動植物の輸入や設置の許可制	経済活動などに影響する可能性のある外来動植物の（生体）標本、精子、胚、卵、幼虫	国家管轄省庁が、影響があるものは許可を却下。
		全ての保護地域における規制	外来種	外来種の導入、輸送、繁殖の禁止。
ドイツ	Federal Nature Conservation Act of 1987	外来動植物の自然下への放出と導入の許可制（農林業に係るものを除く）	外来動植物	在来動植物の汚染または当該種定着の可能性が排除できない場合、外来種の放出や設置の許可申請を却下。
イギリス	Wildlife and Countryside Act, 1981	外来動物種についての輸入の許可制	外来動物種	許可のない外来動物種の輸入の禁止。
	Import of Live Fish (England and Wales) Act, 1980	外来魚の放流や所持の無許可での禁止	外来魚	在来種及びその生息環境の保護と、河川や湖沼の動植物の多様性の保全。
ポーランド	Act on Nature Protection of 1991	外来種の環境への導入や移動の禁止	外来種	
	Executive Act on Principles of Botanical and Zoological Garden Protection of 1980	植物園や動物園内の土地利用や植物栽培の変更の禁止	公園内の外来種	研究または管理運営上必要と認められた場合以外の禁止事項を規定。
ハンガリー	Nature Conservation Act of 1996	外来生物の導入の許可制	GMO も含む外来生物	外来魚類種の自然または近自然水域への放出や、養殖場から湿地への移動を禁止。
南アフリカ	Plant Improvement Act of 1976	植物および植物製品の輸出入の規制	植物および植物の一部	苗木産業、増殖業、商業目的の繁殖業、輸出入に関係する機関に登録を義務化。
	Conservation of Agricultural Resources Act of 1983	雑草散布の規制	雑草	
台湾	Wildlife Conservation Law of 1989, 1994	輸入前の影響評価書準備の義務化、輸入後の調査や監視	外来野生生物	申請者は対象種の全情報（在来動植物に与える影響）を国家管理局に提出。輸入生物が負の影響を及ぼす場合、所有者や使用者は一定期間内での防除や復帰計画の策定の義務。

全ての国において何らかの関税、検疫規制があり、いくつかの国では検疫制度で野生動植物へのリスクに対応。

# ニュージーランド・1996年危険物質及び新生物法（HSNO法）における 移入種影響評価の体系（注1）



(注1) 同法には、放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合（法34～38条）、密閉状態での輸入、開発、実地試験の場合（法39～45条）、緊急事態における放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合（法46～49条）の3つの影響評価手続が用意されている。ここでは、このうちの1つの影響評価の体系を示す。

(注2) 禁止リスト（法第2付則）に明記されている新生物（禁止生物）についての申請は、影響評価をおこなうまでもなく拒否される（法25条、法50条）。

(注3) 公示された申請については、何人も当局に対して書面で意見を提出することができる（法54条）。

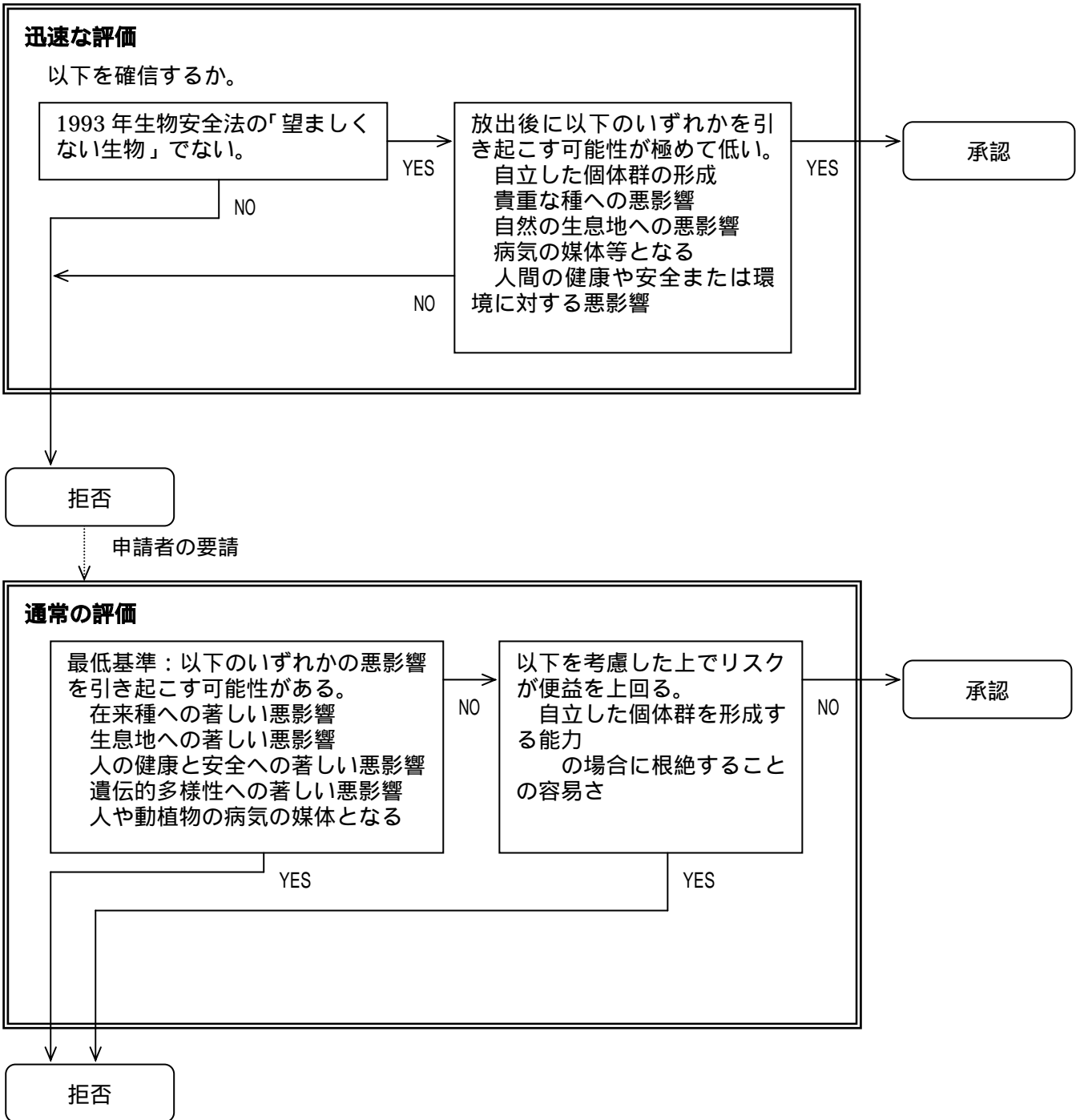
(注4) 当局が必要と考える場合、申請者が求める場合及び意見提出者が求める場合には、公開の聴聞を開催しなければならない（法60条、法61条）。

(注5) 法35条（2）（3）に列記された貴重な種への悪影響など。詳細は別紙参照。

(注6) 最低基準は、必ず申請を拒否しなければならない場合を示した基準（法36条）。在来種への悪影響が著しい場合など5項目。

**別紙 移入種影響評価のフロー**

- ニュージーランド 1996 年危険物質及び新生物法による (注1)(注2)



(注1) 同法には、放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合(法34条~38条)、密閉状態での輸入、開発、実地試験の場合(法39条~45条)、緊急事態における放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合(法46条~49条)の3つの影響評価手続が用意されている。ここでは、このうちのの影響評価の基準等を示す。

(注2) フローは法35条~38条の条文に一定の加工(要約など)をして作成したもの。

## ヨーロッパ各国における移入種対策制度の制定状況

### 1. ヨーロッパ諸国の共同での移入種に関する法令、規制など

法令・条例 <sup>(1)</sup>	制定年	対象生物	規制の対象	移入種に関する特筆事項
Council Regulation No 2087/2001 【EU 法令 338/97】	2001 年	動植物	輸入	3 条 2 項(d)に在来種に影響を与える種の輸入の禁止。アカミミガメ ( <i>Trachemys scripta elegans</i> ) とウシガエル ( <i>Rana catesbeiana</i> ) がリストされている。
Habitat Directive (Directive 92/43/EEC) 【動植物の生息地保全に関する規定】	1992 年	在来種	再導入	16 条 1 項(d)にて、貴重な在来種の個体数増加、再導入のための研究、教育を進め、人為的な生息地改変(植林)を含めた生息地の保全・保護の推進。 22 条(a)にて、生物種の再導入の際には、自然、地域住民への十分な注意を計らうこと、および在来の生物種を他の地域に移動、導入する際にも審議を重ねることが定められている。
Birds Directive (Directive 79/409/EEC) 【野生鳥類保全に関する規定】	1979 年	外来鳥類	輸入・導入	11 条により、原則としてヨーロッパ地域にとって外来の鳥類の輸入・導入を禁じている。
Bern Convention 【ベルン条約】	1979 年	在来種 外来種	再導入 輸入	11 条 2 項(a)にて原産(native)動植物の再導入の推進を定めている。 11 条 2 項(b)にて外来種(non-native)の厳格な管理を実施する。

(1) 法令・条例の英名は正式名称でなく、通称を用いている。

## 2. ヨーロッパ各国の移入種対策制度

	特 筆 事 項
オーストリア	狩猟対象種については、「狩猟法」により州単位で移入規制を実施。植物には、特段の規制はない。現在、普及啓発のパンフレットなどを作成中。
オランダ	「植物・動物法」により移入種の放獣などは原則的に禁止。ただし、同法では移入種対応のみでなく保護対象動物の狩猟規制なども総括的に含んでいる。
ギリシャ	水性植物にのみアセスメント制度の導入を検討中。生物多様性条約の国内適用に関する立法措置等は、行われていない。
スウェーデン	「植物保護と動物輸入に関する規則」にて輸入の認可はリスク評価にて評価。その他、漁業資源確保のための規制など環境法関連の法制度にて、様々な移入種問題に対応している。
スペイン	「自然空間及び野生動植物の保存法 1989年」により「移入種の在来種への影響を回避する」と規定している。管轄当局は地方自治州政府。「移入種国家アクション・プラン」を作成し、普及啓発活動に取り組み始めている。個別対策は、既に実施されている。例として、マルバシア ( <i>Malvasia canela</i> )、ミンク ( <i>Vison americano</i> ) の管理対策など。
スロバキア	「自然及び景観の保護に関する法令 第7条」により移入種の管理を定め、同第2項では、輸入を禁止している。駆除を土地所有者に義務づけているが、新法のため未だ実例はなし。2002年制定。
デンマーク	「自然保護法 1992年」により放獣、移植のガイドラインを作成。ただし、原則として放獣は禁止。閉鎖水域で繁殖不可能なソウギョなどのみにリリース許可が与えられた。
トルコ	農業村落省と厚生省が現在、検討を開始。現状は、検疫強化のみを対策としている。
ノルウェー	種により所轄官庁が異なる。「野生動物法」などによって一部で移入種問題に対応はしている。法的対応策として、移入種問題の検討に関して、国会への提案を来年度に予定している。
ハンガリー	「植物保護法 2000年」により移入種の輸入などを規制。Protected areaに分布する移入種のリストなどを作成し、普及啓発活動を実施中。
フィンランド	「狩猟法 1993年」により外来の哺乳類、鳥類の放獣を禁止している。「漁業法1982年、1998年」で同国に生息していない魚類ならびにザリガニ類の輸入を禁止。「自然保護法 1996年」により「狩猟法」「漁業法」で法的対応が不可能な「定着のおそれのある外国種」の放獣を禁止している。
フランス	EUにおける対策・制度を重視し、違反者には、罰金、禁固刑を科す。魚類の移入種対策は法整備が進んでいるが、その他(特に非意図的導入)は検討の余地がある。
ベルギー	狩猟法、漁業法などに加え、様々な環境法により移入種対策を講じている。2002年には、イヌ、ネコ、ハムスターなど哺乳類、42種(一部は属で表現)のみ輸入ならびに家庭での飼育を認めている。
ポーランド	「自然保護法 第42条」にて移入種(動植物)の導入、国内移動による生態系攪乱を禁止。ただし魚類は対象外であり、魚類の輸入、移動に関しては、農業省へ認可を申請する。
ポルトガル	政令第565/99号により、生物多様性、経済活動、国民の健康に影響を及ぼすものは、根絶、もしくは管理を実施する。移入種の持ち込み、不法所持に対して罰則規定がある。環境省管理による。
ルクセンブルグ	「自然保護法 30条」にて放獣、移植、輸入などを禁止。現在、同法については、侵略的移入種に関し修正案を国会に提出中。ただし、危機的状況にあるとの認識はなく、修正は文中に「侵略的」などを追記するのみの予定。

